

第14節 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

事業実施区域には、文化財が存在し、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）（以下「工事の実施及び道路の存在」という。）による地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行った。

14.1 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

a) 主要な地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

主要な地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況を調査した。

② 調査手法

調査は、既存資料調査及び現地調査により行った。

既存資料調査は、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に関する既存資料を収集・整理することにより行った。

現地調査は、歴史的文化的特性を生かした環境の状況について聞き取り調査を行うとともに、写真撮影により把握した。

③ 調査地域及び調査地点

調査地域は、表8-14-1及び図8-14-1に示すとおり、対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の変化を生じさせる範囲（事業実施区域）を考慮して、その範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域とした。

調査地点は、調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に及ぼす影響を適切に把握できる地点とした。

表8-14-1 調査地域

番号	調査地域	
1	多屋古窯址群	常滑市多屋

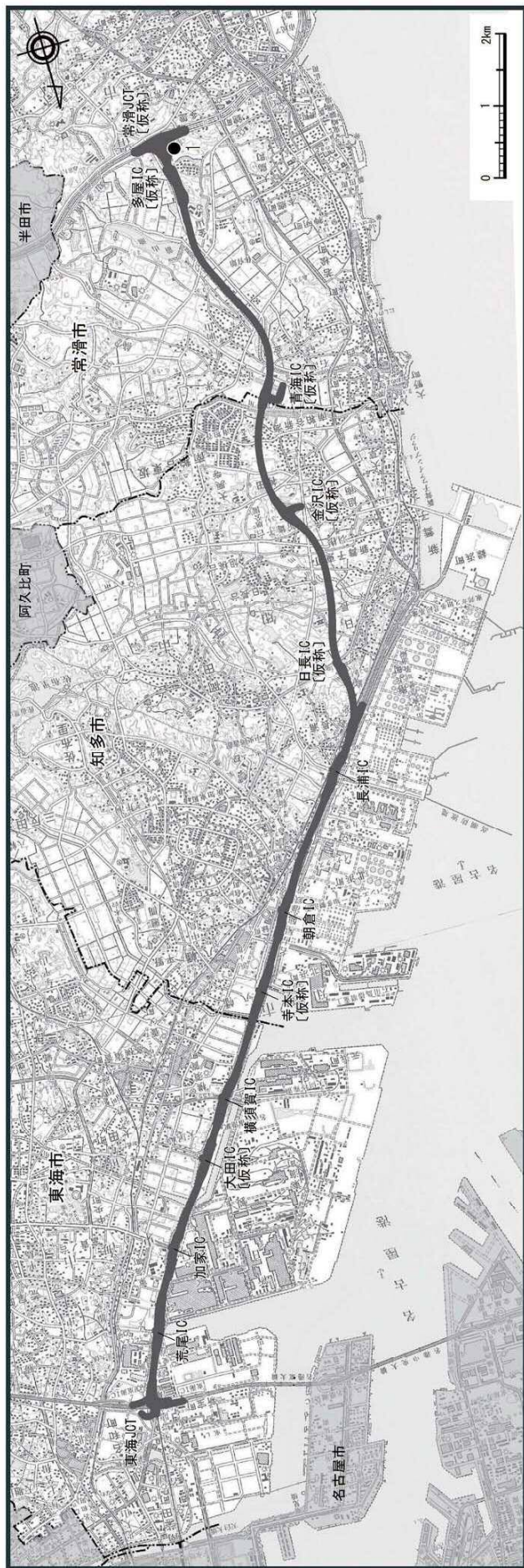
④ 調査期間等

既存資料調査は、入手可能な最新資料とした。

現地調査は、表8-14-2に示すとおり、冬季に1回とした。

表8-14-2 現地調査期間

調査項目	期間
現地調査	平成24年1月13日
聞き取り調査	平成23年6月8日、9日



凡例		名称	
記号	番号		
●	1	多摩古窯址群	名古屋市多摩

凡例	
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - - -	行政界

図8-14-1 地域の歴史的文化的特性を生かした環境調査位置図

(2) 調査結果

既存資料調査及び現地調査の結果は、表8-14-3に示すとおりである。

表8-14-3 調査結果（多屋古窯址群）

調査地点名	多屋古窯址群（常滑市指定文化財：史跡）
所在地	
愛知県常滑市多屋	
概況	<p>・一般県道 522 号から少し北に入ったところに位置する。</p> <p>・鎌倉時代の中期から後期（十三世紀末～十四世紀前半）にかけて築造された古窯址群である。</p> <p>出典：「常滑市指定文化財図録 第一集」（昭和 48 年、常滑市教育委員会）</p>
分布状況	 <p>注 1) 目視確認によって、古窯址群が確認されている地点を示す。</p> <p>2) 聞き取り調査結果より、確認されている地域の周辺にも古窯址群が広がっている可能性がある。（平成 24 年、常滑市教育委員会生涯学習スポーツ課調べ）</p> <p>出典：愛知県教育委員会資料</p>
現地の状況	 <p>石碑の状況</p> <p>古窯址の状況</p>

14.2 予測及び評価

14.2.1 工事の実施及び道路の存在に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

1) 予測

(1) 予測の手法

① 予測手法

地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の改変の位置及び程度を予測した。

② 予測地域

予測地域は、調査地域（多屋古窯址群）のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とした。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにする上で必要な時期とし、工事の実施期間及び対象道路の完成時とした。

(2) 予測結果

多屋古窯址群は、既存資料で示されている範囲については直接改変されないが、詳細な分布状況が不明であることから、工事の実施及び道路の存在によって影響が生じる可能性があるとして予測される。

2) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

予測の結果、多屋古窯址群への影響が生じる可能性が考えられることから、事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表8-14-4に示す環境保全措置の検討を行った。

なお、対象道路の計画にあたっては、歴史的町並みや祭祀等の場の確保に配慮している。

表8-14-4 環境保全措置の検討の状況

保全対象	環境保全措置	検討内容	他の環境への影響	検討結果
多屋古窯址群	地形改変の最小化 (施工ヤード及び工事用道路等の設置位置の検討)	関係機関との十分な協議によって多屋古窯址群の詳細な分布を把握し、改変する場合には施工ヤード及び工事用道路等の設置位置を検討し、改変を最小化するように努める。	特になし	採用する

(2) 環境保全措置の実施の内容

環境保全措置を検討した結果、表8-14-5に示す環境保全措置を採用することとした。

環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、関係機関の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。

表8-14-5 環境保全措置の内容

環境保全措置	地形改変の最小化 (施工ヤード及び工事用道路等の設置位置の検討)
内容	関係機関との十分な協議によって多屋古窯址群の詳細な分布を把握し、改変する場合には施工ヤード及び工事用道路等の設置位置を検討し、改変を最小化するように努める。
効果及び環境保全措置を講じた後の環境の状況	多屋古窯址群への影響を回避・低減できると考えられる。これにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境が保全できると期待される。
効果の不確実性	特になし
他の環境への影響	特になし

注) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、関係機関との協議を踏まえて決定する。

3) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

工事の実施及び道路の存在による地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているものであるかどうかについて、見解を明らかにすることにより行った。

(2) 評価結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、歴史的町並みや祭祀等の場の確保に配慮した計画としている。

また、工事の実施により影響が生じる可能性があるとして予測された多屋古窯址群については、環境保全措置として、地形改変の最小化を図る。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。